

# 参考資料集

# 1. 地域共生關係 參考資料

# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

## 支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

## すべての人の生活の基盤としての地域

## 地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

## すべての社会・経済活動の基盤としての地域



# 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 **「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)**  
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 **「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる**
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ  
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 **社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出**  
**「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定**
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布  
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 **改正社会福祉法の施行**

# 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

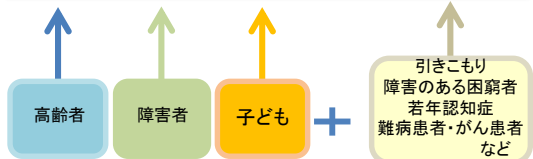
(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

## 4つの改革

### 新しい地域包括支援体制

[包括的な相談支援システム]

#### 1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発



○地域により  
・ワンストップ型  
・連携強化型 ] による対応

○地域をフィールドに、  
保健福祉と雇用や  
農業、教育など  
異分野とも連携

誰もがその  
ニーズに合った  
支援を受け  
られる地域づ  
くり

#### 2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
- ・ 運営ノウハウの共有
- ・ 規制緩和の検討 等
- 1を通じた総合的な支援の提供

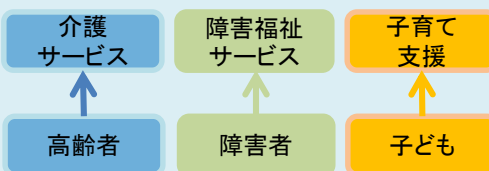
サービス提供のほか  
地域づくりの拠  
点としても活用

### 背景・課題

#### ①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野  
横断的な対応等に課題

[制度ごとのサービス提供]



#### ②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人  
材確保が課題

### 新しい支援体制を支える環境の整備

#### 4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

#### 3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

# ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

## 4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

### (4) **地域共生社会の実現**

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。

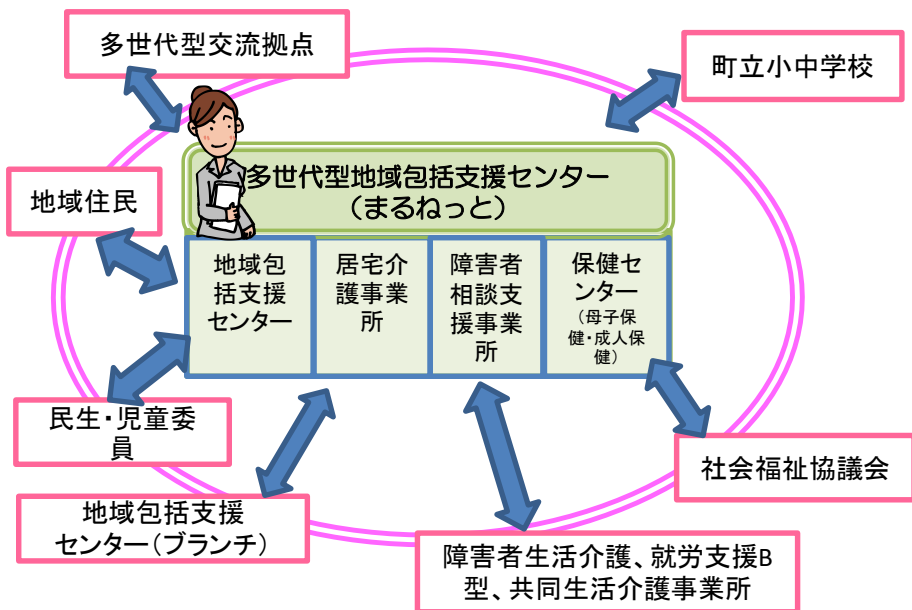
このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らしことのできる仕組みを構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

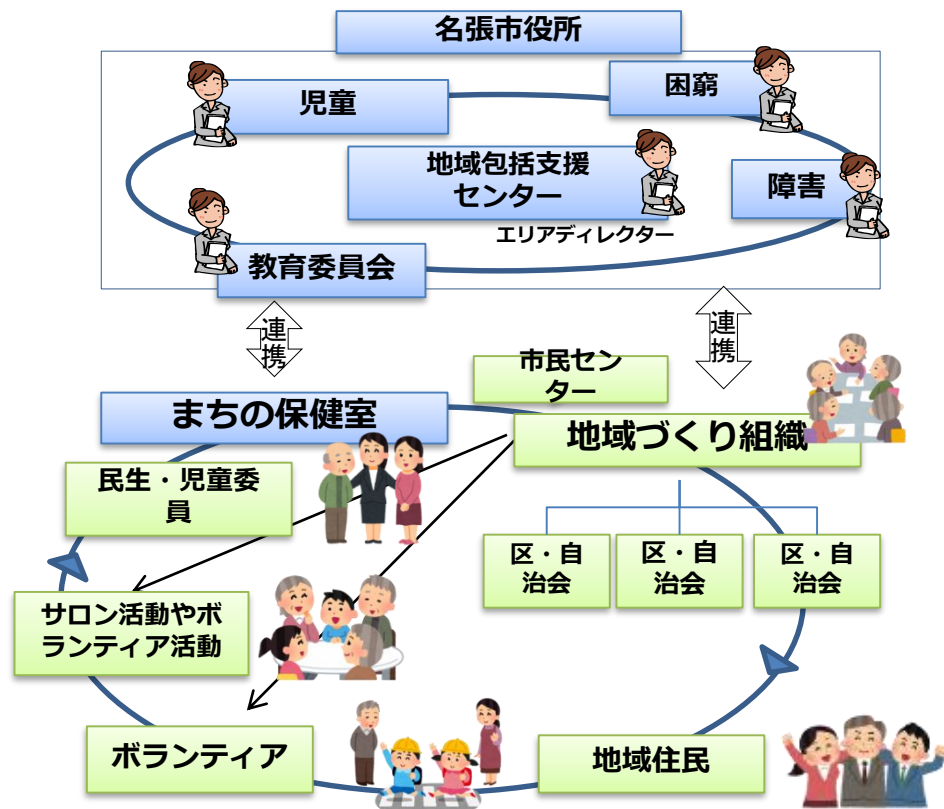
## 秋田県小坂町の例（総合相談窓口を設置）

- 地域包括支援センター(介護)をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センター(「まるねっと」)を設置し、住民からの様々な相談にワンストップで対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に相談員を配置し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。



## 三重県名張市の例（複数の連携担当職員を配置）

- 複雑・複合化した事例に対応する連携担当職員(「エリアディレクター」)を複数部署(※)に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。  
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進



## 相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

<p>A町</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。</li> <li>・ 正職員のうち、保健センターや地域支援事業(介護予防事業)を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。</li> </ul> <p>⇒会計検査において、<b>地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。</b></p>
<p>B市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター(委託型)を高齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。</li> <li>・ 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、<u>2ヶ月間タイムスタディ調査</u>を実施。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計(多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金)から支出。</li> </ul> <p>⇒<b>介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。</b></p>
<p>C市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。</li> </ul> <p>⇒<b>会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。</b></p>



# 「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

(平成29年3月31日 健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長 連名通知)

## 1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

- 市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。
  - ・ 介護保険制度の地域支援事業
  - ・ 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
  - ・ 子ども・子育て支援新制度の地域子育て支援拠点事業
  - ・ 健康増進事業
  - ・ その他の国庫補助事業
  - ・ 市区町村の単独事業

## 2 費用の計上について

- 市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。
- その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。

# 2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

平成30年10月22日  
第1回2040年を展望した社会保障・働き方改革本部 配付資料  
(一部改変)

- 本年10月の消費税率の引上げによって、2025年を念頭に進められてきた社会保障・税一体改革が完了。今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた検討を進めることが必要。
- 2040年を見通すと、現役世代（担い手）の減少が最大の課題。一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業率も上昇。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
  - ①多様な就労・社会参加の環境整備
  - ②健康寿命の延伸
  - ③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
  - ④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

## 2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

### 《現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題》

#### 多様な就労・社会参加

##### 【雇用・年金制度改革等】

- 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備
- 就職氷河期世代の就職支援・職業的自立促進の強化
- 中途採用の拡大
- 年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大、私的年金（iDeCo（イ・デ・コ）等）の拡充

○ **地域共生・地域の支え合い**

#### 健康寿命の延伸

##### 【健康寿命延伸プラン】

###### ※今夏を目途に策定

- 2040年の健康寿命延伸に向けた目標と2025年までの工程表
- ①健康無関心層へのアプローチの強化、②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進
  - ・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
  - ・疾病予防・重症化予防
  - ・介護予防・フレイル対策、認知症予防

#### 医療・福祉サービス改革

##### 【医療・福祉サービス改革プラン】

###### ※今夏を目途に策定

- 2040年の生産性向上に向けた目標と2025年までの工程表
- 以下の4つのアプローチにより、取組を推進
  - ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
  - ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進
  - ・組織マネジメント改革
  - ・経営の大規模化・協働化

### 《引き続き取り組む政策課題》

## 給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

# 生活困窮者自立支援制度の概要

参考

## 包括的な相談支援

◆自立相談支援事業  
(全国903福祉事務所設置自治体で  
1,318機関(平成30年12月時点))

### 〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

### 〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施  
・希望する町村において、一次的な相談等を実施

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



◆都道府県による市町村支援事業 ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

# 地域共生社会研究会 報告書概要 (平成30年度社会福祉推進事業)

## 参加と協働によるセーフティネットの構築

～誰もがつながりを持ち、役割と物語が生まれる地域社会へ～

### はじめに(今回の報告書が前提としている社会背景)

- 高度成長期を迎え、仕事と生活の分離が進み、地域の連帯感が希薄化。核家族化が進むことで、家族の規模が縮小。いわゆる日本型雇用慣行の揺らぎ。  
⇒血縁、地縁、社縁の希薄化(日本の社会保障制度が前提としていた共同体機能の存在とその変遷)
- 近年の経済・社会の変化により、従来の共同体の機能の弱体化が加速。人々の生活や人生の多様性が増し、人々の抱える課題も複雑化。
- さらに人口減少社会に突入し、「右肩上がり」のモデルから成熟社会のモデルへと変化。社会のあり方や、制度・政策、自治体の業務実施体制にも影響。  
⇒公共政策、特に社会保障の仕組みを柔軟に進化させることにより、成熟社会における新たな価値創造を目指していく

#### <キーコンセプト>

「一人ひとりの生そのものがかけがえないもの」という価値観の徹底

政策の立案にあたっては、どこまでも“人”を中心に据え、生きていく力を高めていく(エンパワーメント)ことを志向し、制度を人の暮らしに合わせていく

### 第1章 公共私のあるべき形と行政の役割

- 社会の変化に伴って一人ひとりの人生や生活の多様性や複雑さの度合いが増している。また、個々人のQOLや幸福感も極めて個別的。各地域の状態像についても多様化が進行。少子高齢化・人口減少により共同体機能が弱体化する一方で、出合いや学びを通じて従来の地縁、血縁、社縁とは異なる新たな縁が生じている  
⇒「人生の多様性、QOL不可知の自覚」、「多様な参加の機会の確保」、「個人の自律の支援」の視点が重要
- 「公」や「公共」のあり方を問い直すことも必要であり、「公」を担う「民」を行政が支える、行政が「民」とともに「公」を担っていく観点も重要。
- 自治体職員が、地域の「理解者」あるいは「調整者」として関わることができるような役割の再定義や、地域住民や自治体の創意工夫を促すよう、制度に“余白”や“やわらかさ”を設けることも必要。

### 第2章 社会保障において今後強化すべきアプローチ

- 「関係性の貧困」への対応など社会的包摂の実現を目指す観点が重要  
⇒社会的包摂の視点の重視、多様な社会参加の機会の確保のための政策推進(この新しいアプローチは、憲法第13条の幸福追求権に根拠が求められる)
- 多様かつ複雑な課題を抱えながらも社会の中で生きていこうとする個人の力や、個人が主体的かつ自由に自らの生き方を追求する自律を支えるという観点を重視し、相談支援などの手続的給付を重点化すべき
- 「自助・互助・共助・公助」といった固定的な役割分担ではなく、個人の自律を支える行政・市場(営利企業)・非営利組織・地域コミュニティといった主体がバランスの取れた形で役割を果たすことではじめて、個人を基点とする包括的なセーフティネットの充実につながる
  - ・ 一人ひとりが多様で複雑な課題を抱えながらも生きていく力を高める(エンパワーメント)「伴走型」の支援の普及
  - ・ 個人が必要なつながりを選択していくことができるよう、住民相互の顔の見える関係性に基づくケア・支え合いを多様に広げていくアプローチも必要

### 第3章 これからの政策の方向性

- 次期社会福祉法改正における検討課題
  - ・ 全属性、全世代を対象とする「断らない相談支援」を中心とした包括的支援体制を構築するための新たな法定事業の創設の検討
  - ・ 就労支援、地域における居住支援などの困難性に着目した支援や、地域における伴走体制の確保を一体的に実施する枠組みの検討
  - ・ 各種支援の一体的な実施を容易にするための補助金の申請・交付の仕組みの検討
- 地域における重層的なセーフティネットの構築のために、多様な担い手の参画による地域活動を促進する方策の検討(地域住民同士の出会いと学びの場の創出)
- 中長期の検討課題
  - ・ 「伴走型」支援の普及のための共通基礎課程など養成課程の検討
  - ・ つながりがもたらす社会的価値の評価枠組みの開発
  - ・ 地方自治、まちづくり、教育など他領域との連携

# 第1回、第2回の地域共生社会推進検討会でのご意見

## 包括的な支援

- 包括的な支援には、分野別支援とは異なる専門性があるのではないか。
- 一つの課題を発見したときに、世帯単位で（課題を把握し）支える視点が必要ではないか。
- 在宅での生活支援を柔軟に構築する必要があるのではないか。

## 本人主体・力を引き出す支援

- 支援に当たっては、個人を尊重し、信頼関係を構築することが必要である。
- 特に、孤立し、社会への信頼感がなく、コミュニケーションに課題がある相談者と援助関係を構築することに課題があるのではないか。
- 課題の発見を起点にするのではなく、できていること・やりたいことに着目し、評価することが必要ではないか。

## 関係づくりの支援

- 問題の深刻化に対応するには、孤立の解消が重要ではないか。
- 地域社会の中で、相談者を支えるチームをつくることが重要ではないか。
- 身近な伴走者が必要ではないか。
- 身近な伴走者として、ピアの関係にある人とのつながりも有効ではないか。
- 地域住民自身が地域社会を変革していく力を蓄えていくことが必要ではないか。

# 第1回、第2回の地域共生社会推進検討会でのご意見

## 早期的な支援

- 課題を認識していない（支援が必要とっていない）人への支援が重要ではないか。
- 早期対応には、地域とのつながりが必要ではないか。
- 問題の深刻化に対応するには、孤立の解消が重要ではないか。 その際、アウトリーチの取組が重要ではないか。（一部再掲）

## 継続的な支援

- 一度相談が終結した（他の支援機関につながった）人の状況を、定期的に確認できるしくみが必要ではないか。
- 孤立し、社会への信頼感がなく、コミュニケーションに課題がある相談者と援助関係を構築することに課題があるのではないか。（再掲）
- 地域社会の中で、相談者を支えるチームをつくることが重要ではないか。（再掲）
- 身近な伴走者が必要ではないか。（再掲）

# 参加支援(社会とのつながりや参加の支援)に関する意見

## 検討会での意見

### 【必要性】

- 断らない相談支援が機能するには、断らない生活支援もセットで必要。
- 孤立の解消を支援目標として視野に入れると、地域との接点をどのように確保するかが重要であり、そのためには一体的な出口支援が求められる。
- 相談者と社会との継続的な関わりの接点となる出口支援をどのように用意していくかが重要であり、出口の縦割りを解消していくことも重要。

### 【求められる内容】

- 多様な仕事づくり・就労支援が重要。例えば、障害者だけではなく、働きたい高齢者や一般就労していない若者も利用できる弾力的な就労支援サービスが求められる。
- 居住支援も含む公的な身元保証の仕組みが必要。
- 各種制度のサービスにおいて、弾力的な運用(利用者の範囲、既存資源の活用等)を行える制度とすることが必要であり、効果的。
- 公民協働で出口支援をつくる仕組みが必要。

## 自治体協議での意見

### 【必要性】

(※) 参加自治体からは、対象者の属性を問わない就労支援や居住支援等に関するニーズが示された。

### 【求められる内容】

- 高齢者も障害者の就労支援のメニューを利用できるなどの工夫を図ることにより、多様なメニューが提案できるようにすべき。
- 障害の疑いはあるが、手帳を持っていないために就労支援サービスが利用できないことがある。
- 就労支援が広域で実施できれば、受入れ先のバリエーションや多様な業務内容を提案が可能になる。
- 一定期間住まいを確保することが求められる人(例えば、DV被害者や台風等の被災者、ネットカフェ生活者等)がおり、属性に関わらず一時的な住まいが確保できると支援の幅が広がる。
- 福祉分野以外の様々な分野と連携を図りながら地域づくりを推進し、支援のための社会資源を充実させていくことが重要。

# 様々な分野とつながりながら 属性に関わらない就労ニーズに対応：三重県伊賀市の例

## 三重県伊賀市

### 市の概要

人口：92,179人  
 高齢化率：32.1%  
 保護率：8.2%  
 産業構造：  
 1次産業 5.9%  
 2次産業 38.6%  
 3次産業 53.8%

平成31年4月1日現在



地図データ：Google

- 栗産業は輸入品に押され、農家の高齢化や人手不足による耕作放棄地の増加等の課題を抱えている。
  - 地元の「いがぐり」をブランド化できないかとの和菓子製造企業からの発案をきっかけに、伊賀市社会福祉協議会が栗の栽培から加工、菓子製造販売の課程に関わる「いがぐりプロジェクト」を構想。
- 市社協が把握している生活困窮者、若年無業者、障害者、高齢者など様々な人に共通の「中間的就労ニーズ」への対応を目指す。

### それぞれが抱える地域課題の 解決に向けた取組が連動し始める

**農家**  
 高齢化、収益が少ない、  
 人手不足、外国産品の  
 輸入  
 →生産量の伸び悩み

改良センター、JAの栽培技術  
 提供、生産農家の開拓

環境団体NPOが里山整備後  
 に栗の木を植栽

**福祉**  
 困窮者、若年無業者、障  
 害者、高齢者の中間的  
 就労先等の確保

プロジェクトに先行し、企業の  
 製造ノウハウの提供・販売の  
 協力を得て、中間的就労の場  
 を開設

**企業(和菓子企業)**  
 栗のブランド化を発案

先進地での栽培・加工技術の  
 取得、栗の買い取り約束

市社協が  
 コーディネイト

これまではそれぞれが  
 各種の補助・助成金  
 を活用してきたが、  
 「赤い羽根福祉基金」  
 の助成決定により苗木・選果機  
 の購入などの事業化が可能と  
 なった

### 「いがぐりプロジェクト」へ

7次産業化

6次産業化

環境NPO

福祉分野

農業

加工・  
 製造

販売・  
 宣伝

地域産業活性化

福祉分野の中間的就労ニーズへの対応  
 ⇒ 7次産業化への付加価値



# 居住・見守り支援の事例

「施設ほどではない支援や見守り」を提供している事例

NPO法人ふるさとの会による取組(墨田区・台東区)

地域に点在するアパート・戸建ての住宅に居住する人に対して支援

共同リビング・サロン



共同リビング

共同リビングやサロンを運営する職員が居場所づくり・仲間づくり・同居者同士のトラブルミーティングや相談支援を担う。

※居住支援を受ける人が生活支援の担い手として就労する側面もある

社会福祉法人偕生会による「地域善隣事業」(低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業)の取組(豊後大野市)

戸建ての空き家を活用

シェアハウスでの同居



養護老人ホームの職員が食事の提供や地域住民との関係づくりを担う。また、同居者同士の互助でできることを見極める。

NPO法人抱樸による取組(北九州市)

地域に点在するアパート・戸建ての住宅に居住する人に対して支援

自立者同士の「互助会」・ボランティアセンター



(互助会運営委員会の様子)

自立生活サポートセンターが居宅設置後の自立生活を支援し、互助会やボランティアセンターが自立者・ボランティアによる行事運営や行事カレンダー訪問配布、相互のお助け活動をコーディネートする。

ナガヤタワーにおける取組(鹿児島市)

通常の民間マンション(6階建て・1R~2LDK)

共同リビング・台所・風呂



共同生活の調整役として、相談員が交流企画(食事会やサークル活動等)を担う。

# 生活困窮者自立支援・ひとり親家庭支援の学習支援事業の連携事例(三重県桑名市)

- 桑名市では、平成27年度より、生活困窮者自立支援制度の学習支援事業とひとり親家庭への学習支援事業を一体実施(市社協へ委託)。生活保護世帯、生活困窮世帯(福祉事務所長が認める者)のほか、ひとり親世帯の子どもも学習支援事業の支援対象。
- 子ども(支援対象者)とボランティア(支援者)の間に「学習支援コーディネーター」を配置。日時・場所・教科等をマッチングし、個別指導型の支援を実施。併せて、学習支援コーディネーターが家庭と繋がり、家庭全体を支援する方法をとっている。

## 連携調整

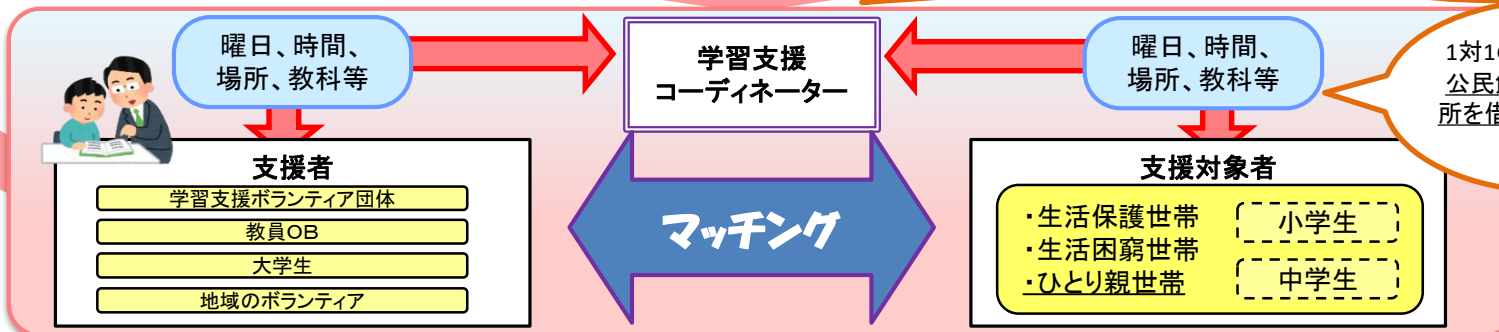
【福祉部局】

- ・ひとり親支援部局の相談員は、支援調整会議のコアメンバーとして参加。
- ・ひとり親家庭は生活の困りごとが多い。
- ・ひとり親相談窓口から、相談窓口に来るひとり親家庭へ生活困窮者自立相談支援事業について周知。

【ひとり親支援部局】

コーディネーターが家庭と繋がり、家庭全体を支援

## 一体実施



## メリット

- ◆ 複合的な課題を抱えるひとり親家庭を、自立相談支援機関へ円滑に繋げることができる。
- ◆ 学習支援ボランティアが不足しがちであるが、一体実施により事業間での「奪い合い」にならない。

# 地域におけるケア・支え合う関係性(地域づくり)に関する意見

## 検討会での意見

### 【考え方】

- 地域住民のソーシャルワーク機能、地域社会を変革していく力を蓄えていくことが重要。
- 地域を課題発見・解決の場にするところをはじめから目標、目的にするのではなく、住みよい地域づくり、やりたいことの実現を目指すことからスタートすべき。
- 個別支援と地域づくりの専門性は分けて考えるべき。

### 【手法】

- 個別支援と地域づくりの専門性は分けて考えるべき。(再掲)
- 地域住民が福祉と出会うプラットフォームをつくることが重要。
- 例えば、子育てを入り口にした地域とのつながりを、継続・発展させると良い。

### 【機能・人材等】

- コーディネート機能、人材の中間支援があることも重要。
- 地域づくりに貢献できる人材をコーディネートする人が必要。
- 地域が担う部分と公的に支える者との整理が必要。

## 自治体協議での意見

### 【地域づくりを進めている中での実感】

- 行政が率先して進めた地域づくりはうまくいかない。
- 「住民主体」という意識をどう引き出していくかが難しい。
- 自治会等の既存組織は疲弊しており、「これ以上何をさせるんだ」という意見が毎回でる。
- 自治会という狭いエリアでは、弱みをさらけ出すことができないこともある。

### 【求められる内容】

- あまり課題を絞って関心を向けさせなくてもよいのではないかと。「わくわくすること」には人は集まりやすいが、福祉課題には集まりにくい。
- 住民の「やりたい」という気持ちに伴走しながら、後方支援をしっかりと行う必要がある。
- 地域づくりに共通するプレイヤーを集めた中で、情報を共有する場を作ることが必要。
- 多様なステークホルダーが集まる場で、地域の「困っている」と「もったいない」を出し合い、組み合わせで解決するような話し合いを実施。
- イベント等で、人が集まることから思いがけない効果が生まれることもある。

# 「まちの保健室」を拠点としたワンストップ相談（三重県名張市）【モデル事業】

## 自治体概要※

人口 78,553  
面積 129.77km<sup>2</sup>  
小学校数\* 14  
中学校数\* 5

※2019年4月1日現在  
\* 市立のみ

- 複合的な生活課題(高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等)を抱える人の相談に、まちの保健室(地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口)がワンストップ窓口として機能するよう体制を整備。(小学校圏域に市内15か所)
- 直営の地域包括支援センターに配置されたエリアディレクターが地域の課題を検討する各種会議等を通じて、関係機関のネットワーク(エリアネットワーク)の強化を促進する。

## 住民に身近な地域での取組

### ◎地域づくり組織

- 区長制度を廃止し、市内15の地域の「地域づくり組織」に整理。
- 市から「地域づくり組織」に対し**用途自由な「ゆめづくり地域交付金」(既存の地域向け各種補助金を一括交付金化)を交付**。住民が「自ら考え、自ら行う」まちづくりが活発化。



### ◎まちの保健室(地域支援事業・地域力強化推進事業)

- 身近な健康づくり、地域福祉活動の拠点として2005年(平成17年)度から開設。地域づくり組織と連動するよう市内15か所に設置し、医療福祉の専門職を2~3名ずつ配置。  
(地域包括支援センターのランチ)



- まちの保健室の業務
  - ①あらゆる世代を対象とした、健康・福祉の総合相談
  - ②見守り・支援ネットワークづくり  
(地域づくり組織などとの協働)
  - ③健康づくり・介護予防



### ◎おじゃまる広場(つつじが丘地区)

- 地域住民主催の子育て広場が市内全域に展開。高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとして参画し活躍。子どもも高齢者や障害者に元気を与えて活躍。

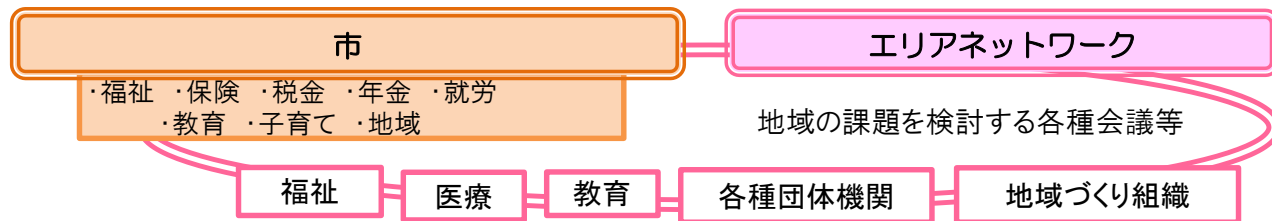


「おじゃまる広場」の光景



エリアディレクター  
(相談支援包括化推進員)

## 市レベルでの取組



### ◎エリアディレクター

- 市役所本庁の地域包括支援センターに配置された社会福祉士(3名)が、関係機関等との連携を強化しながら、複合的な課題に対し、必要な支援をコーディネート。

# 「なごみの家」を核とした包括的な支援体制の構築（東京都江戸川区）【モデル事業】

## 自治体概要※

人口 697,801

面積 49.09km<sup>2</sup>

小学校数\* 70

中学校数\* 33

※2019年4月1日現在

\* 区立のみ

- 高齢者だけでなく、全世代を対象として、包括的な支援を行うことができるよう、①相談機能、②居場所機能、③ネットワークづくりの機能を有する「なごみの家」を区内9か所に設置している。（最終的に15か所の整備を計画）
- 暮らしごと相談室（生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関）をはじめとした区の相談支援機関が連携（バックアップ）している。

## 住民に身近な地域での取組

### ◎なごみの家

- 江戸川区社会福祉協議会が2016年5月に区内3か所に設置して取組がスタート（区の補助事業）し、現在は9か所（2019年4月末時点）。2025年までに15か所<sup>(※)</sup>の整備を計画。

<sup>(※)</sup>区内の地域活動において重要な役割を果たしている連合町会の区域割り



なごみの家 小岩

人

- 運営に携わるのは、区社会福祉協議会のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）、看護師、地域ボランティア



出所：広報えどがわ 2016年5月10日号

- 「なごみの家」のエリアごとに「地域支援会議」<sup>(※)</sup>を開催し、CSWの戸別訪問や会議メンバーが地域で活動する中から抽出された地域課題を出し合い、解決方策（例：不足している地域資源の創出等）を検討。

<sup>(※)</sup>3か月に1回程度開催。メンバーは、地元町会や民生・児童委員、医師会等の医療機関、介護事業者、地域包括支援センター、NPO、ボランティアなど。40～50人程度の参加がある。

場

- なごみの家の主な機能は以下の3つ
  - ① **なんでも相談**（必要に応じてアウトリーチで相談に応じる）
  - ② 子どもから高齢者まで **誰でも集える交流の場**  
子どもの学習支援や子ども食堂の会場にもなっている。
  - ③ **地域のネットワークづくり**

## 区レベルでの取組

バックアップ

### 相談支援機関

区役所、暮らしごと相談室（生活困窮者支援）  
熟年相談室（地域包括支援センター）  
子ども家庭支援センター、障害者支援ハウス  
地域活動支援センター



連携

### その他関係機関

地域：町会・自治会  
医療：医師会など  
住まい：不動産事業者など  
生活支援：NPO、民間事業者など  
健康・生きがい：人生大学、健康サポートセンターなど  
介護：介護事業者など  
地域ボランティア：民生・児童委員、ボランティアなど  
福祉：障害福祉事業所、子ども関係など

連携

# 生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

**(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置** ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネーター機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネーター機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域に不足するサービスの創出</li> <li>○ サービスの担い手の養成</li> <li>○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係者間の情報共有</li> <li>○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など</li> </ul>

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域がある。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
  - ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
- ※ コーディネーター機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



**(2) 協議体の設置** ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

## 生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例



※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとなっているが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

# 「多世代交流スペース宮ノ前テラス」を軸にした住民活動の展開（神奈川県横浜市）

- 地域住民の思いを知った区役所の担当者が、人と人をつなぎ、地域住民の力で多世代交流サロンが実現。
- NPO法人として、2018年10月から「多世代交流スペース宮ノ前テラス」の運営をスタート。



定年退職後に何かできないか、と思いを持つ居場所の開設者



引きこもりがちなお年寄りを心配している民生委員



地域に役立つ場所を建てたい地主



地域住民によるサロン立ち上げに向けた活動がスタート（総合事業の補助金を活用するために法人格を取得）

コーディネーター的な役割



- ・人をつなぎ、活動のきっかけを作る
- ・関連情報等を提供

○地元の野菜や果物を活用した地産地消のテラスカフェ・子ども食堂、子育て支援（ベビーマッサージ、親子リトミック等）、住民主体による高齢者の通所サービス等の多彩な取組。

○地元の小学生から、若者、年配者まで、担い手も多世代。「年代性別関係なく、誰でも活躍できるアンチエイジングからエンジョイエイジングへ」を合い言葉に活動。

場

【宮ノ前テラス】



## 【行政によるバックアップ】

- 区役所が同じような思いを持つ地域住民をつなぎ、サロン立ち上げに向けた話し合いの“場”を設定。住民が最初の一步を踏み出すきっかけを作った。
- ハード面の整備費用として「ヨコハマ市民まち普請事業」、活動の資金として「横浜市介護予防・日常生活支援総合事業（サービスB）」の補助金の活用を提案。補助金を活用した拠点の整備・運営につながった。

# 「くらしのサポートセンターサックス」を拠点にした住民活動の展開（福岡県福津市）

- 熱意ある地域住民が、地域の有志を巻き込みながら、活動拠点として「くらしのサポートセンターサックス」を設立。
- 楽しみながら、多世代や地域がつながっていくためのスペースとして運営。

熱意ある地域住民



就任

生活支援コーディネーター

福津市ささえ合い協議体



地域をつなぐ

○地場企業が所有する元保養所を提供。毎週土日は20人を超える有志が集まり、草刈りから壁の色塗りや内装まで自分たちの手で改修を行った。

○熱意ある地域住民は、後に生活支援コーディネーターに就任。サックスを設立した経験を活かし、「行政任せではなく、自分たちの手で」と地域への働きかけを続けている。

場

<Before>

<After>



【くらしのサポートセンターサックス】

日が暮れると・・・  
じっちゃん婆 (Bar)



静謐に明かりが  
点いたら営業中

夏休みは  
こどもの居場所



## 【行政によるバックアップ】

- 平成27年12月から「協議体準備会」を始め、話し合いや視察等を通じ、市役所と熱意ある住民がつながった。
- 住民の声を集めるためのプラットフォームとして、介護保険制度の地域支援事業（生活支援体制整備事業）を活用し、平成28年10月に「福津市ささえ合い協議体」を設置。





# 自治体における包括的な支援体制の整備やその財政支援に関する意見

## 検討会での意見

### 【体制整備を考えるにあたってのポイント】

- 課題があるといった人々を支える中、支援機関間の役割分担に終始しがちだが、それでは不十分。
- 機関間の連携も、つながっていればできるのではなく一緒に実践しなければネットワークは生まれない。
- 地域の住民や専門職との接点を確保し、地域住民が受容するための体制づくりが重要。
- 身近な地域だけでなく、都道府県の広域的な取組や機関の設置が重要。
- 地域づくり人材育成の仕組みも考えておく必要がある。相談支援専門職が地域づくりを担うことに加え、専属のコーディネーターの必要性も感じる。

### 【財政支援】

- 公的な財源の按分を嫌う自治体が多いため、加算を付けるなどの工夫も必要ではないか。
- 財源論の議論は不可欠。法制化を契機に、市町村行政の意識変容を促す必要。
- 地域づくりは関心のある人にしか伝わらないため、取組を可視化してうまく発信し、理解者を増やす必要がある。その結果として、参画や寄付が増やしていくことが重要。

## 自治体協議での意見

### 【体制整備を考えるにあたってのポイント】

- 相談援助職の多くは、福祉や介護へのつながりや連絡調整が主になっているが、それでは期待されている役割に対応していくことができない。
- 自ら所属している分野に拘らず、分野を越えた支援を行う意識を持っていることが必要。
- 生活全体の支援やサポートが必要であり、「相談」と「就労や参加の場」がセットで用意されていないと機能しない。
- 委託先を積極的に活用して、外部の人材を役所の中に取り入れる等して役所の中で蓄積されない専門性を外部から取り入れていくことが重要。

### 【財政支援】

- 限られた財源の中で体制構築するため、福祉だけでなく、産業等の様々なセクターと予算や体制について話し合っ決めていけるよう自由度を高めてほしい。
- 一体的実施通知で示されたように、財源を按分して取り組んでいるが、会計検査等のこともあるので、介護保険財源を基本とし、子育てと障害の部分は市単独の財源を少しずつ拠出する形で進めている。

# 包括的な支援体制の整備例① 三重県 名張市

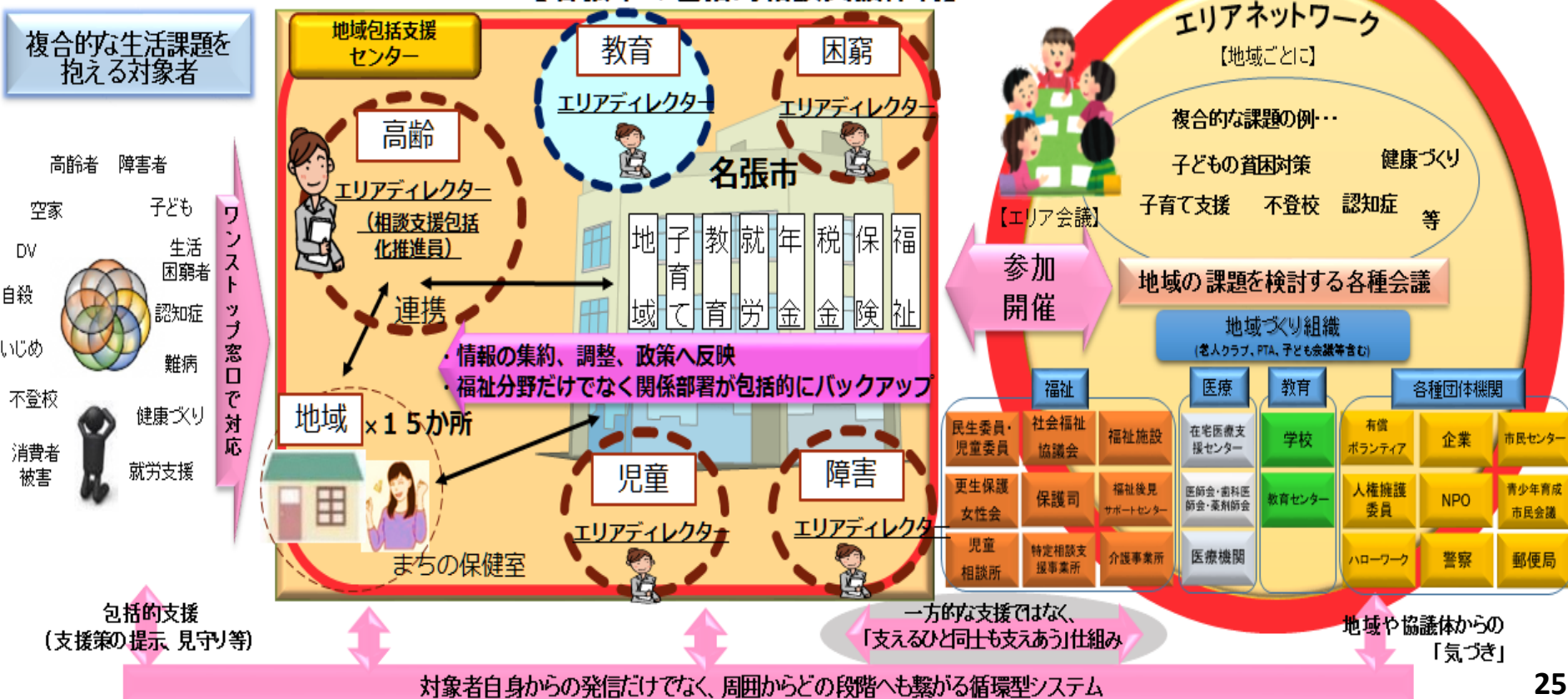
- 地域における支え合い活動や教育との連携など、地域の自主的な活動を支援するため、「地域づくり組織」を基盤とした各施策を推進。
- 身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。
- 「エリアディレクター」による多機関協働の取組で、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。

## ★エリアディレクターの業務

地域づくり組織、まちの保健室と協力し、把握した個別のケースについては、高齢、障害、児童、困窮、教育の各分野で任命された5名のエリアディレクターが支援を組み立て、エリア会議を通じて関係者（関係機関）の連携調整を行う。縦割りの関係者から一歩踏み出した支援を引き出し、それらを積み重ね、地域の課題解決能力を高める。（1+1を3にしてい）

## 名張市地域福祉教育総合支援システム ～ 地域まるごと福祉・教育構想 ～

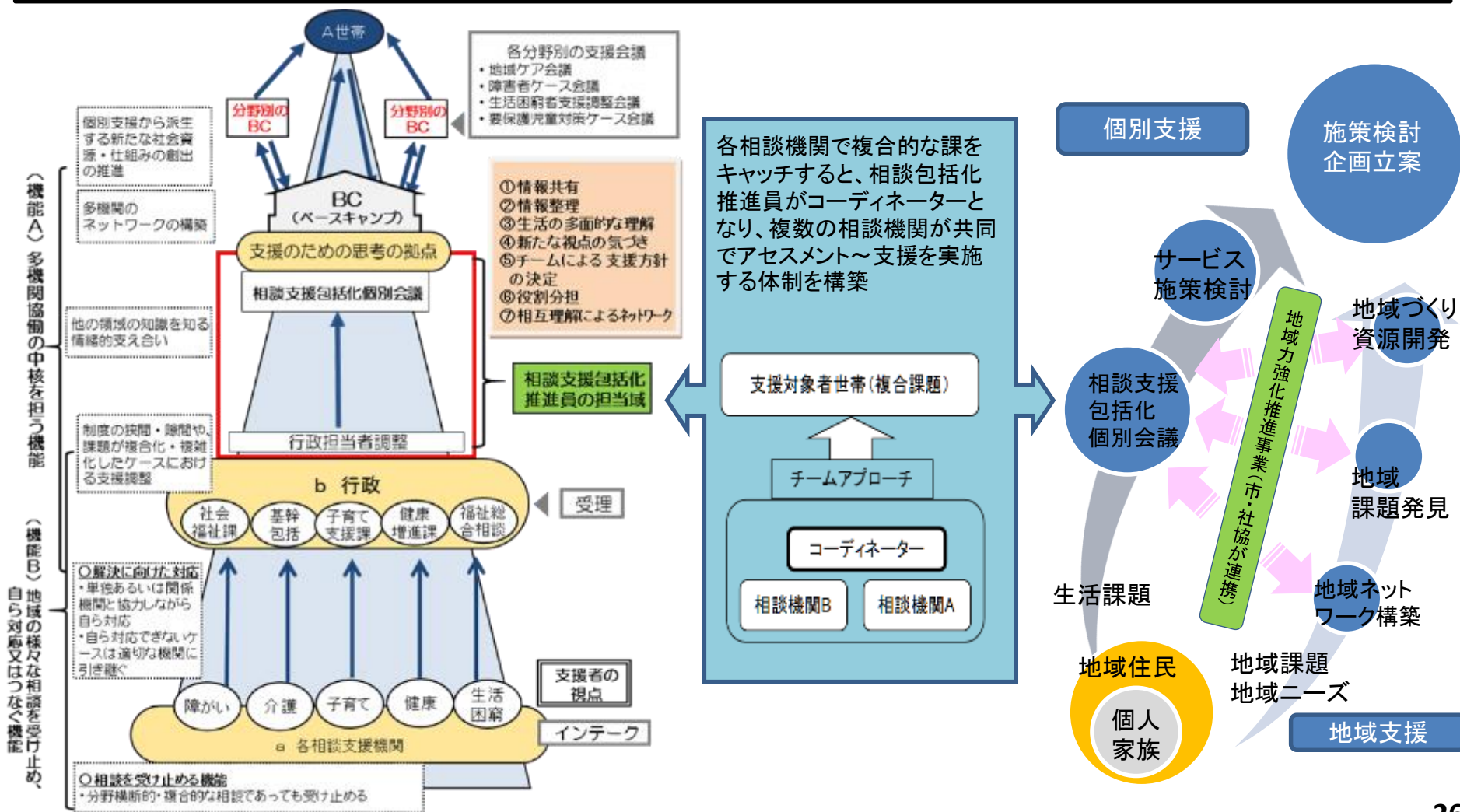
### 【名張市の包括的相談支援体制】



# 包括的な支援体制の整備例② 福井県 坂井市

## ■ 各分野毎の相談窓口において、本人・その世帯を「丸ごと」受け止めることのできる相談支援体制の構築

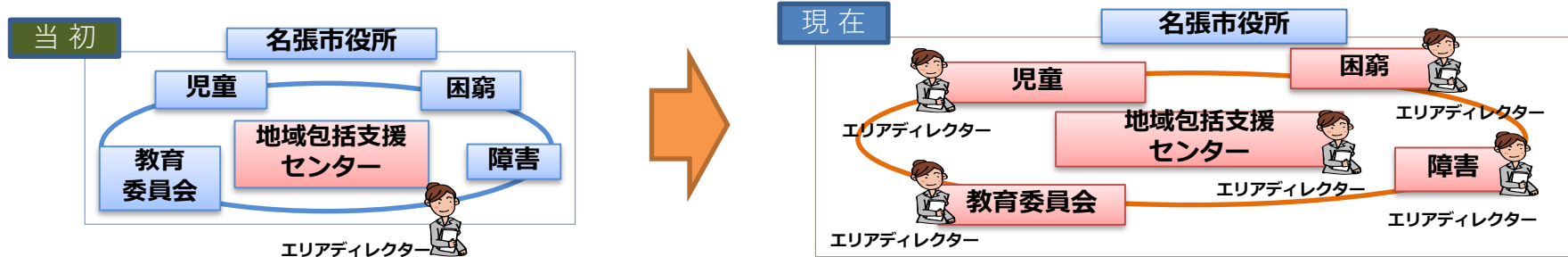
- 「個別会議」で複雑、複合的な各分野毎の相談窓口においては対応が困難な事案に関しては、分野横断の支援関係機関が集まり、情報共有及びアセスメント、支援方針を協議する。その調整役として市役所内に「相談包括化推進員」を配置。
- 分野横断で複合課題の支援について検討できるようよう、相談支援方法や関係機関間の連携方法、地域課題について検討を図る（相談支援包括化推進会議）。



# 包括的な支援体制の整備における体制変化

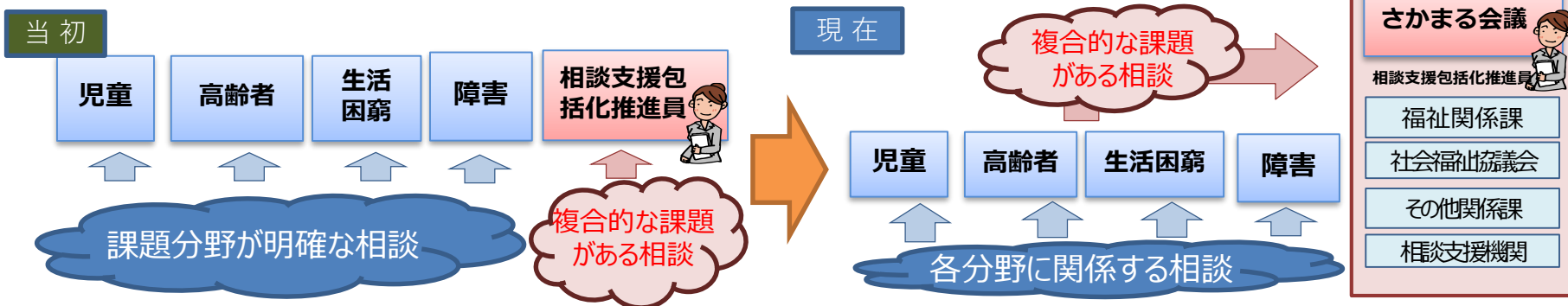
## ①三重県 名張市

- 当初：住民に身近な「まちの保健室」等からあがってきた相談を各部署で受け付け、地域包括支援センターに配置したエリアディレクター（相談支援包括化推進員）が連携をコーディネートする体制を構築。  
→ 複合的な課題はエリアディレクター任せになりがちとなり、連携がうまくいかなくなっていた。
- 現在：各部署にエリアディレクターを配置。各分野の相談として受けた相談については、それぞれが対応することを基本とし、複合的な課題など他分野とともに対応する必要がある場合には、各エリアディレクターが中心となって分野横断の支援関係機関が集め、支援方針を協議しながら対応する体制に変更。



## ②福井県坂井市

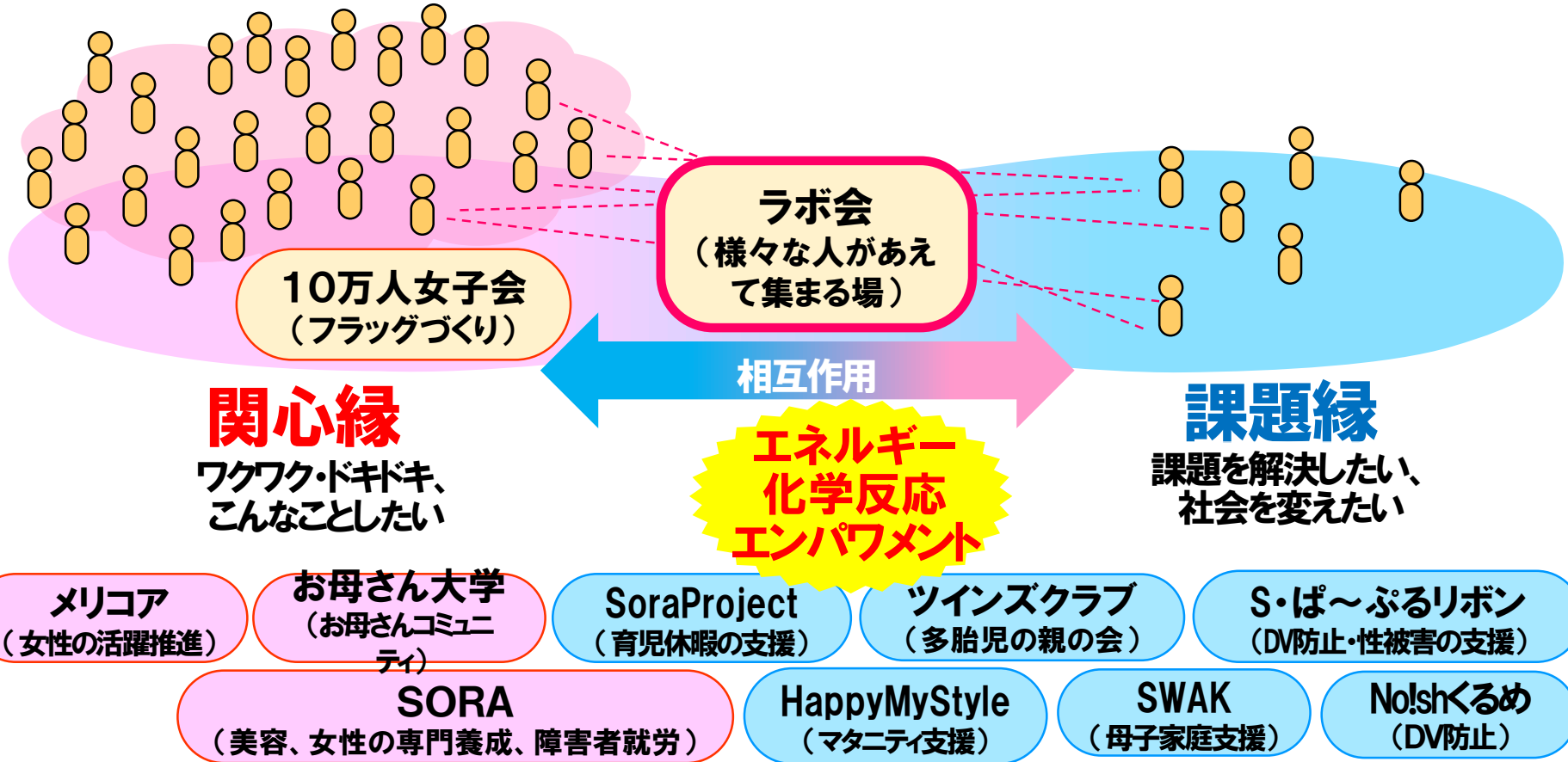
- 当初：各相談支援機関で対応できない**複合的な課題を抱える相談**、他分野他施策との調整を要する相談は、相談支援包括化推進員が受け付け、**ワンストップ**で対応する体制
- 現在：相談支援包括化推進員は、直接相談ケースには対応せず、複合的な課題への対応を協議する「さかまる会議」（相談支援包括化推進会議のコーディネーターに位置付け、**連携して支援方針を検討、対応**する体制。



# 地域づくりにおける「関心縁」と「課題縁」

～久留米市における実践より～

## 久留米10万人女子会「WeLab46」



関心縁・課題縁が相互作用することで、コミュニティづくりの視点の拡張と、柔軟性と対応力、課題解決力のアップ

## 2. 社会福祉法人関係 参考資料

# 社会保障審議会福祉部会（第21回）での主な御意見

## （社会福祉法人制度改革について）

- 平成28年の社会福祉法人制度改革において、ガバナンスの強化、透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の責務等の改正を行っており、特に、地域貢献の取組が重要であるため、この取組を更に進めていく必要がある。
- 一般市（区）が所轄庁である社会福祉法人への指導について、市の規模によっては人的余力がないケースもあり、この場合、都道府県の関与が重要。都道府県に協力いただけるよう、引き続き、国からの働き掛けをお願いしたい。
- 社会福祉充実残額がプラスの法人もあればマイナスの法人もある中、地域における公益的な取組について、実際には、地域に還元する余力のない法人も多いという課題がある。

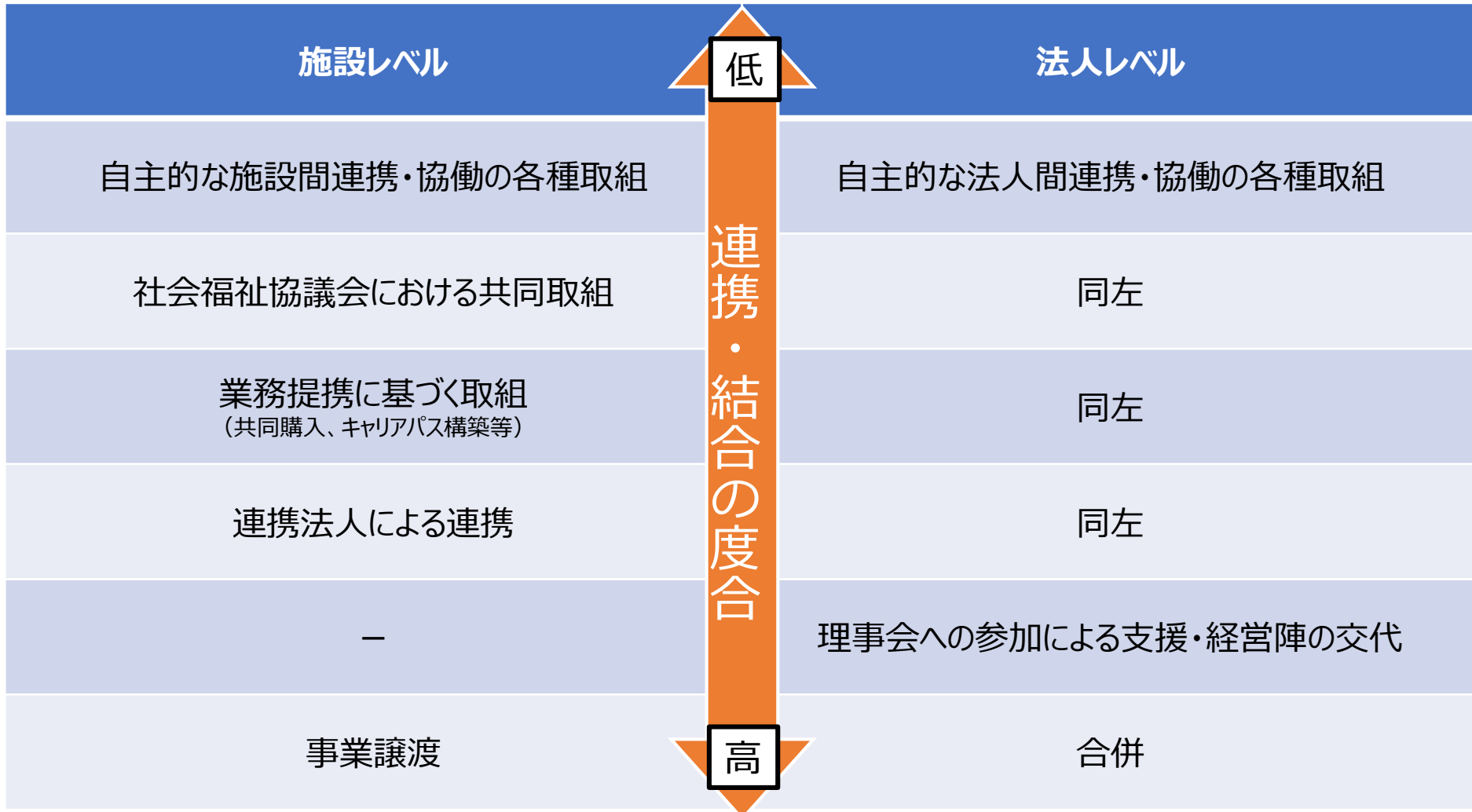
## （社会福祉法人の連携・協働化について）

- 社会福祉法人の連携については、既存の仕組みとして、全ての市町村に社会福祉協議会があるため、それを活用していくことが重要ではないか。
- 地域における公益的な取組は、1法人ではなかなか実施が難しい場合があるが、今後、地域共生社会の実現の観点から、社会福祉法人が公益性を発揮して、地域の福祉や地域の活性化などのために、法人間で連携して、積極的に取り組むべきではないか。
- 社会福祉法人の連携について、社会福祉法人主体の連携法人制度を創設し、連携法人が地域貢献の取組や経営難の社会福祉法人の救済に取り組むということが考えられるのではないか。
- 社会福祉法人の連携のプラットフォームについて、ある程度規模の大きい法人や、社会福祉協議会が担う方法に加え、社会福祉法人主体の連携法人が担う方法が考えられ、それらの3つの方法から、それぞれの地域で適切な方法を選択し、あるいは協力しながら、連携を進めていくことが重要ではないか。

※ 社会福祉法人の事業展開等について、社会保障審議会福祉部会（第21回）（2019年5月31日開催）で出された主な御意見を事務局にてまとめたもの。

# 社会福祉法人の法人・施設間連携、協働化、大規模化の方策（イメージ）

○ 社会福祉法人の法人・施設間連携、協働化、大規模化の方策について、連携・結合の度合の高低により、分類した場合、その度合が低いものから、自主的な施設・法人間連携・協働の各種取組、社会福祉協議会における共同取組、業務提携に基づく取組、連携法人による連携、理事会への参加による支援・経営陣の交代、事業譲渡、合併がある。



※本検討会での議論をもとに、福祉基盤課にてイメージを作成。連携の個別事例ごとに、連携・結合の度合が異なるため、必ずしもこの順序にならないことに留意が必要。

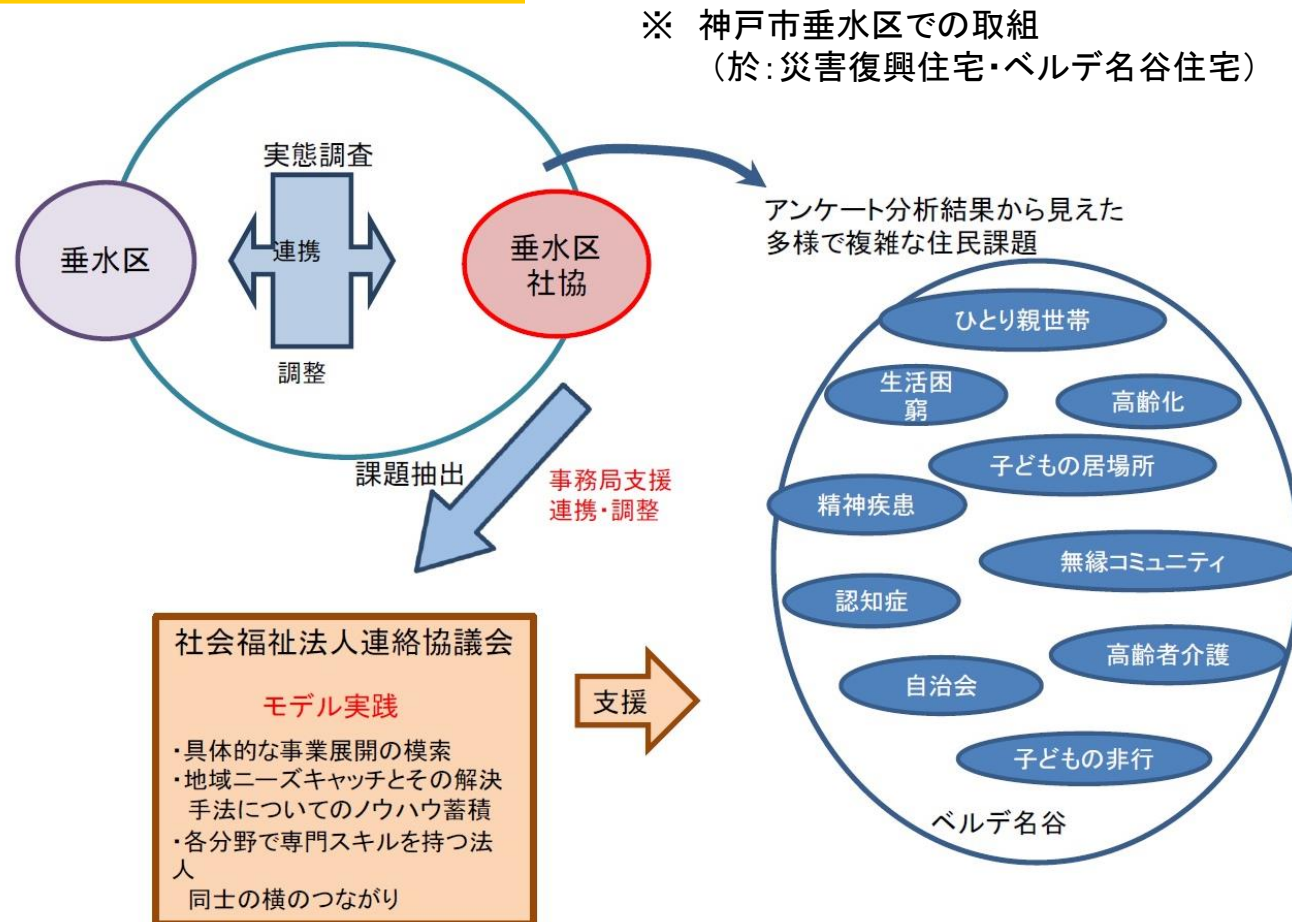


- 社会福祉法人の連携について、社会福祉法人主体の連携法人制度を創設し、連携法人が地域貢献の取組や経営難の社会福祉法人の救済に取り組むということが考えられるのではないかと。
- 連携法人制度を考える際に、利用者情報の共有化の意義がある。
- 連携法人制度は、①人材（特に1法人1施設の法人における後継者問題への対応やキャリアパスの構築等）、②モノ・資源（共同購入等）、③資金（財務安定等）などから有効ではないかと。
- 社会福祉法人の連携のプラットフォームについて、ある程度規模の大きい法人や、社会福祉協議会が担う方法に加え、社会福祉法人主体の連携法人が担う方法が考えられ、それらの3つの方法から、それぞれの地域で適切な方法を選択し、あるいは協力しながら、連携を進めていくことが重要ではないかと。

# (参考) 社協等の社会福祉関係団体による連携・協働化の取組例①

- 都道府県社会福祉協議会や老人福祉施設協議会において、主体的に社会福祉法人間の連携・協働化に取り組み、①地域貢献のための協働事業、②人材確保・定着のための事業等に取り組んでいる。

## 兵庫県（垂水区社会福祉協議会）での取組例



## (参考) 社協等の社会福祉関係団体による連携・協働化の取組例②

### 山形県（山形市内特別養護老人ホーム施設長連絡会）における「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」取組計画

運営主体等	地域貢献のための協働事業	人材確保・定着のための事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山形市内特別養護老人ホーム施設長連絡会が運営。</li> <li>○ 19法人がネットワークに参加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉避難所としてすでに指定されている介護施設がその知見等を活かし、これから指定を受けようとしている施設への助言等の支援を行い、福祉避難所が的確で効率的に機能するようネットワークを広げていく。（防災ネットワーク）</li> <li>○ 引きこもりなどで生活に困窮している方や障がい者等を対象として、介護施設における社会体験や就労の場を増やしていく。（生活困窮者、障がい者への中間的就労）</li> <li>○ 刑務所出所者は社会に適応し、定職に就くのが難しく、生活が困窮することが多いことから、介護施設における就労の場を増やしていく。（刑務所出所者への一次生活支援）</li> <li>○ 移動手段を有しない地域の高齢者が、必要な買い物を行うことができるよう、地域からの要請を受けて、介護施設が、空いている時間帯の送迎バスを活用して、スーパーまでの送迎をする介護施設を増やしていく。（地域住民の買い物支援）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般市民・介護関係者向け、介護の魅力発信イベントの開催。</li> <li>○ 事業所間の交流・合同研修会の実施。</li> </ul>